平成２６年（フ）第１１６９号
福岡市西区下山門団地48番402号
債務者　大藪　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６０号
山梨県甲府市城東２丁目22番５号　105号
債務者　吉田しのぶ
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
佐賀県鹿島市大字納富分1592番地１
債務者　太田　教子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第８号
福島県相馬市中村字桜ケ丘36番地の２
債務者　渡部　裕文
1　決定年月日時　平成26年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２６年（フ）第２１１号
金沢市粟崎町３丁目169番地１　市営住宅７棟304号、従前の住所金沢市諸江町中丁189番地３
債務者　南　　衛
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７７号
熊本県球磨郡錦町大字西2468番地７、申立時三重県伊賀市上野車坂町735番地の８　スカイハイツ203号室
債務者　津曲　和幸
1　決定年月日時　平成26年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１６６号
兵庫県伊丹市伊丹３丁目１番43―303号
債務者　西田　　聖
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
兵庫県伊丹市伊丹６丁目１番１―101号
債務者　足立　美子
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目６番49号
債務者　田中　芳英
1　決定年月日時　平成26年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２１号
徳島県阿南市那賀川町赤池117番地、住民票上の住所徳島市国府町府中88番地の１
債務者　佐和　正意
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第２２号
徳島県阿南市那賀川町赤池117番地、住民票上の住所徳島市国府町府中88番地の１
債務者　佐和　博美
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第４０号
高知県土佐清水市市場町５番７号
債務者　森田　信久
1　決定年月日時　平成26年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第４１号
高知県四万十市深木1779番地
債務者　渡邊二三三
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第４５号
高知県宿毛市中央４丁目３―32、住民票上の住所高知県幡多郡大月町大字弘見13番１号地
債務者　宮本　浩二
1　決定年月日時　平成26年８月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第２０８号
大分市大字寒田1092番地の44
債務者　小野　友一
1　決定年月日時　平成26年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４００号
熊本市南区御幸笛田６丁目６番70号
債務者　池永　美鈴
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４号
大分県佐伯市大字上岡1435番地１　コスモ団地８号
債務者　植村　祐二
1　決定年月日時　平成26年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係